

NPO法人いるか 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人いるか という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市西区上山門1丁目2番41号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の市民とともに、子ども・高齢者・障がい者（児）のための福祉活動及び地域活性化のためのボランティア等を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
 - ④ 地域との交流イベント及びセミナーの企画運営
 - ⑤ 地域活性化のためのボランティア活動の運営及びサポート
 - ⑥ 高齢者のための家事援助・生活支援
 - ⑦ 福祉有償運送
 - ⑧ 買い物支援・移動支援等による地域安全・支え合い事業
 - ⑨ 子どもの学習支援に関する事業
 - ⑩ 防災支援・災害支援事業
 - ⑪ 奨学金支援事業
 - ⑫ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - ⑬ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - ⑭ 介護保険法に基づく訪問介護事業
 - ⑮ 介護保険法に基づく第1号訪問事業
 - ⑯ 介護保険法に基づく通所介護事業
 - ⑰ 介護保険法に基づく第1号通所事業
 - ⑱ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ⑲ アウトリーチ事業及び養育支援訪問事業
 - ⑳ フードバンク活動及び物資の配布等に関する事業
 - ㉑ 市民活動団体等に対する相談対応、助言、協力、人材育成および助成等の事業

- ② その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権能)

第 21 条 総会は以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の選任又は解任
- (5) 役員の職務及び報酬

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 45 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業報告及び決算)

- 第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田口	吾郎
理事	箱田	由美子
理事	伊藤	多恵子
監事	近藤	元嗣
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年度決算に係る通常総会の終結日までとする。ただし、当該通常総会は、平成 27 年 6 月 30 日までに開催されなければならない。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正 会 員	入会金	0 円	年会費 3,000 円
(2)賛助会員	入会金	0 円	年会費 5,000 円

(法第28条第1項関係様式例)

令和2年度貸借対照表

令和3年3月31日現在

NPO法人 いるか

科目	金額 (単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	721,087	
普通預金	13,197,646	
定期預金	270,000	
未収金 (介護)	14,542,374	
未収金 (自立支援)	22,574,337	
未収金	1,799,608	
有いるか	2,075,433	
立替金	67,487	
前渡金	250,000	
流動資産合計		55,497,972
2 固定資産		
工具、器具及び備品	924,044	
敷金	2,505,400	
出資金	10,000	
固定資産合計		3,439,444
資産合計		58,937,416
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	15,810,956	
預り金	3,833,012	
短期借入金	1,600,000	
流動負債合計		21,243,968
2 固定負債		
長期借入金	28,000,000	
固定負債合計		28,000,000
負債合計		49,243,968
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		1,836,778
当期正味財産増減額		7,856,670
正味財産合計		9,693,448
負債及び正味財産合計		58,937,416

令和2年度 活動計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

NPO法人 いるか
(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
2 受取寄附金		
受取寄附金	1,875,351	1,875,351
3 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	1,735,988	1,735,988
受取民間助成金	14,275,500	14,275,500
受取民間補助金	1,613,000	1,613,000
4 事業収益		
介護保険売上高	65,043,094	65,043,094
自立支援売上高	128,263,026	128,263,026
通所介護売上高	21,654,189	21,654,189
その他売上高	2,012,173	2,012,173
5 その他収益		
受取利息	33,440	33,440
雑収益	4,723,567	4,723,567
経常収益計	241,229,328	241,229,328
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	138,996,741	138,996,741
法定福利費	20,383,032	20,383,032
福利厚生費	1,242,315	1,242,315
従業員賞与	18,602,320	18,602,320
人件費計	179,224,408	179,224,408
(2) その他経費		
仕入高	2,870,412	2,870,412
業務委託費	1,042,817	1,042,817
諸謝金	8,479,033	8,479,033
印刷製本費	17,450	17,450
旅費交通費	4,464,776	4,464,776
車両費	3,387,881	3,387,881
通信運搬費	2,271,460	2,271,460
消耗品費	3,553,253	3,553,253
教材費	89,266	89,266
修繕費	227,717	227,717
水道光熱費	1,921,492	1,921,492
地代家賃	9,909,450	9,909,450
賃借料	506,364	506,364
保険料	3,664,710	3,664,710
諸会費	90,100	90,100
租税公課	444,550	444,550
研修費	182,200	182,200
広告宣伝費	1,550,361	1,550,361
支払手数料	497,402	497,402
衛生管理費	15,185	15,185
支払寄付金	1,000,000	1,000,000
支払利息	284,136	284,136
減価償却費	233,617	233,617
支払報酬料	89,832	89,832
外注費	1,148,720	1,148,720
給食費	1,140,670	1,140,670
接待交際費	305,888	305,888
新聞図書費	79,237	79,237
リース料	510,092	510,092
教養娯楽費	43,655	43,655
雑費	2,128,810	2,128,810
その他経費計	52,150,536	52,150,536
事業費計	231,374,944	231,374,944
2 管理費		
(1) 人件費		
人件費計		
(2) その他経費		
通信運搬費	4,068	4,068
業務委託費	1,765,338	1,765,338
印刷製本費	71,500	71,500
諸会費	84,000	84,000
支払手数料	726	726
雑費	72,050	72,050
その他経費計	1,997,682	1,997,682
管理費計	1,997,682	1,997,682
経常費用計	233,372,626	233,372,626
当期経常増減額	7,856,702	7,856,702
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	7,856,702	7,856,702
法人税、住民税及び事業税	32	32
当期正味財産増減額	7,856,670	7,856,670
前期繰越正味財産額		1,836,778
次期繰越正味財産額		9,693,448